

別紙 2022年度後期授業料減免・分納 収入に関する証明書類（フローチャート）

- 申請者本人及び生計を一にする世帯全員（本人以外の就学者を除く）について、いずれかの「収入状況を確認する書類」を提出していただきます。
- 日本学術振興会特別研究員の方は、採用決定通知書（写）を提出してください。
- 専業主婦、就学していない兄弟姉妹や申請者本人に収入がない場合も、下図のとおり書類の提出が必要です。
- 収入に関する証明書類は各学期(前期と後期)で異なりますので、注意してください。

◎2022年10月1日を基準日とする。

- 1 2021年1月1日以前から基準日まで同じ勤務先・雇用形態である場合、2021年の年収により審査する。
- 2 2021年1月2日以降基準日まで勤務先・雇用形態に変化があった場合、基準日時点の収入から年収を算出して審査する。

